

国保税率 統一改定

▼主な改正点は

旧町村の不均一課税を解消
医療分の限度額が56万円に
介護分の税率など引き上げ

市は、平成19年度から国民健康保険税の税率を統一するほか、課税限度額を56万円に、介護分の税率を引き上げます。

本市の国民健康保険税は、合併による税負担の急激な変化の緩和を図るため西根・松尾・安代地区の旧町村単位で不均一課税とし、合併後3

年をめどに、段階的に税率を統一するとしていきます。18年度の診療報酬の改定などで、医療費の伸びが鈍化してきたことや、20年度から始まる後期高齢者医療制度（7ペー

ジを参照）の新設など、医療制度の大きな改正を控え、本年度は下表のとおり国保税率を改定し、旧3町村単位の不均一課税をすべて解消します。また、地方税法の改正に伴い、国保税医療分に係る課税限度額も表のとおり56万円に引き上げられます。

医療分については、旧町村単位ごとに税率が上がる地区、下がる地区それぞれあります。市平均では、18年度と同額を見込んでの改定としました。介護分については、介護保険の費用が増加していることから、昨年度に引き続き、本年度も下記のとおり引き上げざるを得ない状況となっております。

今後とも、市民の皆さんが健康で安心して暮らせるよう、国民健康保険事業の健全な運営に努めますので、国民健康保険税の納税に対し、ご理解とご協力をお願いします。

国民健康保険税について詳しくは、市企画総務部税務課市民税係（☎76-2111、内線1247）まで。

国民健康保険は、みんなで力を合わせて支え合う社会保障制度です



■国民健康保険税の税率と課税限度額

改定前 18年度	医療分				介護分			
	所得割	資産税割	均等割	平等割	所得割	資産税割	均等割	平等割
西根地区	7.0%	35.0%	25,200円	30,000円	1.14%	7.0%	6,400円	5,600円
松尾地区	7.8%	35.0%	24,000円	27,600円				
安代地区	7.8%	35.0%	25,000円	30,000円				
課税限度額	530,000円				90,000円			

次のとおり、国民健康保険税の税率などを統一し、課税限度額は56万円に引き上げます。

改定後 19年度	医療分				介護分			
	所得割	資産税割	均等割	平等割	所得割	資産税割	均等割	平等割
八幡平市 (統一課税)	7.8%	30.0%	24,000円	30,000円	1.32%	7.0%	6,700円	6,050円
課税限度額	560,000円				90,000円			

平成20年4月から後期高齢者医療制度がスタート

高齢者の新しい医療制度

現在は、75歳以上(一定の障害がある人は65歳以上)の人は、国民健康保険や社会保険、健康保険組合などの医療保険に加入しながら「老人保健制度」で医療を受けています。平成20年4月からは新たに独立した医療保険制度となる「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになります。

制度改正の概要は次のとおりです。今後、更に詳しく市民の皆さんにお知らせします。後期高齢者の対象者には、新たに保険料が発生するなど、今までよりも負担が重くなっていく場合も多くなるものと思いますが、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、やむを得ない改正となりました。この改正の趣旨をご理解のうえ、新たな制度の新設、運営にご協力くださいますようお願いいたします。

この制度について詳しくは、市生活福祉部保健課国保年金係(☎76-2111、内線1148)まで。



Check 1

●後期高齢者医療制度とは？

- この制度は、現行の老人保健制度に代わり、平成20年4月1日から始まります。
- 制度の運営は、県内すべての市町村が加入する「岩手県後期高齢者医療広域連合」が行います。
- 県内に住む75歳以上の人(一定の障害がある人は65歳以上)は、岩手県後期高齢者医療広域連合が運営する後期高齢者医療制度の被保険者となります。



Check 2

●広域連合ってなんだろう？

広域連合は、都道府県や市町村の事務で、広域にわたり処理することが適当と認められるものについて、総合的・計画的に広域行政を推進するために設置する「特別地方公共団体」です。

後期高齢者医療制度の運営主体となる広域連合は、都道府県単位ですべての市町村が加入する広域連合を、平成18年度中に設立しなければならないとの法律が定められたことから、「岩手県後期高齢者医療広域連合」が平成19年2月1日に設立されました。



Check 3

●老人保健となにが違うの？

Q：お医者さんにかかるときの自己負担は？

A：老人保健で医療を受けるときと同じ負担割合です。一般は1割負担、現役並みの所得がある人は3割負担です。

Q：保険料の負担はどうなりますか？

A：保険料は広域連合が決め、原則として年金から天引きされます。国保と違い、被保険者一人一人が保険料を納めます。また、社会保険の被扶養者だった人も保険料を負担することになります。

Q：現在加入している医療制度はそのままですか？

A：75歳以上の人(一定の障害がある人は65歳)はすべて、現在加入している医療制度から、この新しい後期高齢者医療制度の被保険者になります。

Q：受けられる給付は変わりませんか？

A：老人保健制度と同様の給付が受けられます。

Q：老人保健の保険証はどうなりますか？

A：被保険者一人一人に、新たに保険証を交付します。



税源移譲

国から地方への税金の移し替え 6月の市県民税から、税率が変わります

税源移譲ってなに？

「地方にできることは地方に」という方針が進められてきた「三位一体改革」の一環として、国から地方への補助金・交付税を廃止・削減し、それに見合った額を国(所得税)から地方(住民税)へ移し替えるのが税源移譲です。

これは、地方分権をより推進し、身近な地方自治体が地域の実情にあった仕事をしっかりととることができるようにするため、自主財源を強化して地方交付税への依存度を低下させることなどが目的です。今回の税源移譲では、総額で3兆円が国から地方の財源へ移し替えられます。

どのように変わる？

個人住民税は、均等な額を負担する「均等割」と、その人の所得額に応じて負担する「所得割」で構成されています。今回は、所得割の税率が変わることになります。

これにより、給与所得者など、ほとんどの人は19年1月から所得税が減額され、これに相当する額が、6月から住民税(所得割)として増えることとなります。それぞれの税率は、下の表1・2のとおりです。

住民税の税率が変わるともに所得税の税率も4段階から6段階に変わりますが、税源の移し替えなので、所得税と住民税所得割を合計した負担額は、基本的に変わりありません。

ただし、11年から景気対策のために導入されていた定率減税が景気回復により廃止になることや、皆さんの収入の増減など、さまざまな要因により、実際の負担額は変動します。詳しくは、「留意ください」。

詳しくは、市企画総務部税務課市民税係(☎76-1211-1、内線1242、1247、1248)まで。

納税には、便利で納め忘れない、口座振替をご利用ください

【19年から個人住民税と所得税の負担割合が変わります】

【表1】 個人住民税の税率(19年度以降適用)

上段：①税率
下段：②控除額

課税所得金額	平成18年度以前		平成19年度以降	
	市民税	県民税	市民税	県民税
200万円以下	3%	2%	6%	4%
200万円 超 700万円以下	8% -100,000円			
700万円 超	10% -240,000円	3% -70,000円		

【表2】 所得税の税率(19年分以降適用)

課税所得金額	平成18年分以前		平成19年分以降	
	①税率	②控除額	税率	控除額
195万円以下	10%		5%	
195万円 超 330万円以下			10%	-97,500円
330万円 超 695万円以下	20%	-330,000円	20%	-427,500円
695万円 超 900万円以下			23%	-636,000円
900万円 超 1,800万円以下	30%	-1,230,000円	33%	-1,536,000円
1,800万円 超	37%	-2,490,000円	40%	-2,796,000円

※税額 = 課税所得額 × ①税率 - ②控除額

フレッツ光

来るぞ、光だ！！

超高速インターネットサービス開始

6月18日(月)から、下の表の地域でNTT東日本の光ファイバによる超高速インターネットサービス「Bフレッツ」の提供が始まります。

これは、通信速度が最大で100^{メガ}の光ブロードバンドサービス、一般の加入電話よりも通話料がお得なIP電話サービス、さまざまな動画放送サービスなどを楽しむことができます。

市は、2月に今回サービス提供される地域の市民や事業所などを中心に超高速インターネットの利用意向調査を行いました。この調査結果をNTT東日本岩手支店に要望書を添えて提出し、同地域でのサー

ビス提供が実現しました。今後は、提供エリアの拡大に向けた取り組みを継続していく予定です。

市役所本庁、大更公民館、田頭公民館に、NTT東日本岩手支店によるBフレッツ体験コーナーを7月31日まで設置する予定です。サービスの導入を検討するだけでなく、今回提供エリアにならなかった地域の皆さんも、この機会に超高速インターネットを体験してください。

このサービス提供にあわせて、NTT東日本岩手支店では、開始記念セレモニーを開催予定です。

■日時・場所 6月18日(月)、午後1時半～、市役所本庁1階市民ホール

■開催内容 テープカット、記念通話など

申し込みなど詳しくは、NTT東日本岩手支店(☎019-625-4132)まで。

6月18日サービス提供開始エリア

大更	第16地割、第18地割、第19地割、第20地割、第21地割、第22地割、第23地割、第24地割、第25地割、第26地割、第27地割、第34地割、第35地割、第36地割、第37地割
田頭	第2地割、第3地割、第4地割、第5地割、第18地割、第19地割、第20地割、第21地割、第22地割、第23地割、第24地割、第25地割、第26地割、第27地割、第28地割、第36地割、第37地割、第39地割

8月22日サービス提供開始エリア

大更	第1地割、第2地割、第4地割※
平笠	第24地割※、第25地割※

※盛岡北部工業団地内のみ提供



超高速インターネット体験コーナーを用意しています

昨年「映像賞」獲得 ふるさとCM大賞ビデオ制作者を募集

市は、昨年に引き続き、岩手朝日テレビ主催の「ふるさとCM大賞」に、市の代表として参加するCMの制作者を募集します。昨年は、荒木田の小野寺久夫さん夫妻のグループが作品を応募し、審査の結果、映像賞を獲得しました。本年度は、さらに上位獲得を目指しています。

皆さんのセンスと企画力で、八幡平市をPRする絶好の機会です。個人でも、学校や職場、気の合う仲間などでも構いません。皆さんからの積極的な応募をお待ちしています。応募者多数の場合は、選考会を行います。

募集要項は次のとおりです。

■内容 市の特徴を表現した30秒のCM作品(未発表のものに限る)

■タイトル 25字以内

■テープの規格 VHSまたはミニDV(デジタルビデオカセット)

■申込期限 6月27日(水)

■作品提出期限 10月19日(金)

■その他 応募形式や、作品上の留意事項が記載された詳しい資料を希望する人は、送付先の住所、氏名とともに、「CM大賞資料希望」と書いて、〒028-7192(住所不要)、市企画総務部総務課(ファクス75-0469、Eメールsomuka@city.hachima



昨年のCM大賞で「映像賞」を獲得し、山本晋也監督と記念撮影する小野寺久夫さん(左)、幸子さん(右)

ntai.lg.jp)まで請求してください。

申し込みなど詳しくは、市企画総務部総務課広報統計係(☎・内線1218)まで。